

2020（令和2）年度 自治体政策・制度予算要請

〔(★) は重点項目〕

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

<継続>

① 地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。

(回答)

庁内に松原市雇用就労支援センターを設置し、就労困難者等に対して求人情報やスキルアップのための職業訓練等の各種情報を提供しております。また、地域労働ネットワーク関連事業として、大阪府やハローワーク等と連携し、合同企業面接会や中小企業労働環境向上塾を開催しております。今後もさまざまな機関との情報共有を深め、地域就労支援事業の強化に努めてまいります。

<継続>

② 障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。また、精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

(回答)

市では障害者の就労支援に取り組んでおり、障害者の就労経験の場の提供として、市の公共施設の清掃業務を委託し、また、市役所の食堂スペースを精神障害者の就労支援施設である風媒花に就労継続支援B型施設として貸与し、精神障害者の就労支援に取り組んでおります。

また、就業・生活支援センターと連携することで、トライアル雇用や企業実習などによる障害者雇用の促進を進め、職場定着支援も行っております。さらに、就業・生活支援センターと「雇用フォーラム」を開催し、ハローワークや障害者職業センターとともに、企業向けに障害者雇用への理解と啓発にも努めております。

また、市内就労定着支援事業所との連携により、きめ細やかな相談に努めております。今後も引き続き、関係機関との連携を図りながら障害者雇用施策の推進に努めてまいります。

<継続>

③ 女性の活躍推進と就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

(回答)

女性の積極的な登用・評価を実施するための推進計画につきましては、平成 31 年度に「第 4 期まつばら男女かがやきプラン」を策定し、取り組んでいるところです。

今後におきましては、「第 4 期まつばら男女かがやきプラン」に基づき、数値目標を検証しながら、新たな課題や社会情勢に対応し、女性の積極的な採用や女性の働きやすい環境整備を整えるよう、推進してまいります。

また、女性の就労を支え、その定着を支援するために大阪府が作成した冊子やチラシの配架・配布に加え、スキルアップや再就職のための講座等を開催し、就業支援の充実を図ってまいります。

(2) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

① 「同一労働同一賃金」と事業主「パワーハラ防止義務」の周知・徹底について

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が 2020 年 4 月から施行される（中小企業は 2021 年 4 月）。本年 4 月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。また、パワーハラ防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年 5 月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

(回答)

南河内地域労働ネットワークを通じて大阪府やハローワーク等と連携し、中小企業労働環境向上塾の開催により「働き方改革関連法」について周知を実施しております。今後もさまざまな機関との情報共有を深め、「働き方改革関連法」だけでなく、「改正パートタイム・有期雇用労働法」や「改正労働施策総合推進法」の周知に努めてまいります。

<継続>

② 法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルール

の遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえて SNS を活用した労働相談の実施も検討すること。

(回答)

労働相談事業を通じて問題が疑われる企業に対しては、労働局・労働基準監督署と連携し、問題解決へ取り組んでまいります。その一方で、企業に対しては、労働環境の向上、労使間の信頼関係構築、労働法の基礎的知識等を周知・啓発することを目的として、南河内地域労働ネットワーク等と連携し、中小企業労働環境向上塾等の実施を図ってまいります。また、SNS を活用した労働相談については、大阪府等の関係機関と連携して検討してまいります。

<継続>

(3) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGs が掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

(回答)

若年者層の雇用安定につきましては、ハローワークや商工会議所と連携し、地元事業所との合同面接会等を実施し、また、企業立地促進制度による企業誘致等を通して雇用の促進を図っております。今後も、若年者及び介護・福祉分野における定着支援につきましても、関連機関と連携して検討してまいります。

(4) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

<補強>

① 男女共同参画社会をめざした取り組み（★）

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。尚、子育て、介護を抱える労働者が働きやすい環境を整備するためにも「イクボス」が大切な役割を果たすと考えられる。自治体管理職が「イクボス宣言」を率先して行い、推進に努力し民間にも拡まるように努めること。

(回答)

次世代育成支援対策推進法、男女いきいき元気宣言事業者登録制度、男女いきいきプラ

ス事業者認証制度、男女いきいき表彰制度につきましては、関係機関や大阪府と連携を図り、趣旨・内容について周知・啓発に努めてまいります。

特に企業に対しましては、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみんマーク・プラチナくるみん」や「男女いきいき元気宣言事業者登録制度」等についてさらなる周知・啓発を図ることで、安心して働き続けられるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取組に努めてまいります。

また、「イクボス宣言」につきましては、各近隣市との状況を鑑みながら、検討してまいります。

<継続>

② 治療と職業生活の両立に向けて

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

(回答)

治療を行いながら働くがん患者に対しては、健康相談において、治療と就労の両立における課題などについて相談を受け、また、がん治療拠点病院の相談支援センターなど、各個人の問題に応じた相談窓口の紹介や必要な情報提供を行っております。

さらに、病気を抱える労働者に対する労働環境の整備につきまして、平成27年12月に策定された「がん対策加速化プラン」に基づき、企業・主治医・産業医等の関係機関と連携したサポート体制を構築し、治療と職業生活が両立できるような支援に努めてまいります。

<新規>

(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。

(回答)

本市におきましては、入札参加資格登録の企業に対し大阪府の入札参加停止措置の資料も参考に検討し、指名停止措置を行っております。

<新規>

(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について (★)

外国人労働者の人権を尊重し、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。また、生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。また、ハローワークや

労働基準監督署等と連携し、生活相談窓口の設置や共生のための研修会の開催などの支援を行うこと。

(回答)

外国人労働者が安心して暮らせるよう、ごみの出し方や災害時対応についてなど生活に関する多言語での情報提供や通訳ボランティアを介した外国人相談を実施しております。このほか、市内の関係機関や医療機関などにおいては通訳ボランティア派遣を行っています。

さらに、「国際広場 “もめん”」を公民館において開設しており、学習者各自が希望する内容について、日本語学習パートナーと学習・交流しております。

また、外国人労働者については、今後、増加する見込みがある中、言語や文化を含めた労働環境における課題が山積してくることが予想されています。企業に対しては、大阪府やハローワーク等の関係機関と連携し、外国人雇用に関する法的なルールや制度、労務管理上の留意点などの理解を促すような講座等の周知・啓発を図ってまいります。また、外国人労働者に対して、雇用先とのトラブルがあった際は、本市の労働相談事業の活用についての周知を図ってまいります。

<新規>

(7)『会計年度任用職員』について

2020年4月から導入される会計年度任用職員制度は、自治体職員の働き方や住民サービスに関わる改革になりうるものである。しかし、未だに規則や設定などが決まらず準備不足と思われる。速やかな対応と導入の趣旨に基づく適正な運用と財源確保を行うこと。

(回答)

会計年度任用職員に関連する例規については整備を行いました。また、制度の運用に関しましては、国が示す制度の趣旨に基づき、適正な運用を行ってまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

① ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

(回答)

様々なものづくりの現場で指導ができる人材の派遣など、中小企業者のニーズに合致した施策を実施することは非常に有効性の高いものであると認識しており、MOBIO や経営指導員を擁する松原商工会議所等の関係機関と連携し、ものづくり産業を支援してまいりま

す。

また、女性の就業促進につきまして、大阪府では、OSAKA しごとフィールド「働くママ応援コーナー」を設置し、キャリアカウンセリングや就業応援セミナーなどを実施しているほか、企業主導型保育事業として、保育施設の設置や相談を受け付けるなど、女性が働きやすい環境整備に努めております。本市といたしましても、相談窓口がより一層有効に活用されるように、情報発信に努めてまいります。

<新規>

② 若者の技能五輪への挑戦支援について

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

(回答)

技能五輪の全国大会に若者が参加できるように、大阪府や松原商工会議所等の関係機関と連携して周知に努めてまいります。

<継続>

③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

(回答)

実感の乏しい景気回復のなか、中小企業者は依然厳しい経営状況にあります。大阪府の制度融資の活用を促進することに加え、制度融資と連携した本市の融資制度につきましても引き続き実施し、利用者の視点で、より効果的かつ円滑な資金繰りを支援してまいります。

<継続>

④ 非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

(回答)

BCPの策定を検討されている企業に無料での専門家派遣や策定済みのBCPのブラッシュ

アップ支援を実施している大阪府等と連携しながら、企業への支援を図ってまいります。また、松原商工会議所と共同での作成を予定している「事業継続力強化支援計画」をもとに、小規模事業者の事業継続力強化の取組を松原商工会議所と連携して支援してまいります。

< 継続 >

(2) 下請取引適正化の推進について (★)

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

(回答)

(財) 全国中小企業取引振興協会では、平成 20 年 4 月より「下請けかけこみ寺」事業として企業間取引に関する相談窓口を設置しております。本市といたしましても、下請二法等に基づく公正な取引の推進に努めるほか、相談窓口のより一層の有効活用のための情報提供を図ってまいります。

< 継続 >

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

〔総合評価入札制度 導入済の自治体〕

※河内長野市、東大阪市、富田林市、柏原市、八尾市 (導入年度順)

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について具体的な検討を行うこと。

〔総合評価入札制度 未導入の自治体〕

総合評価入札制度の導入が、府内 20 市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

(回答)

本市におきましては、これまで低入札価格調査制度や公募型指名競争入札など多種多様な入札方法を導入し、公共工事の入札および契約の適正化に努めてまいりました。総合評価入札制度の導入につきましても大阪府や近隣各市の状況等も参考に、今後研究してまいります。

また、公契約条例の制定に関しては、全国的な議論がなされていること、また一部の市で制定されていることは認識しております。当面は、公契約法の制定も含めた国の対応を

注視してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<補強>

(1) 地域包括ケアの推進 (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。また、認知症対策をより一層強化し、治療・生活・相談などに対する支援体制を地域で整備すること。

(回答)

介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供できる体制整備をすすめております。また、地域ケア推進会議等で、地域の課題解決に向けて協議しており、住民を含め地域で活動する様々な担い手との協働により支え合う体制の整備に向けた取組を実施しております。また、地域包括ケアシステムに関する情報について、市民への周知を進めるとともに、認知症施策についても身近な地域で相談しやすい体制づくりに努めてまいります。

<継続>

(2) 予防医療のさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

(回答)

「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、チラシやポスターなどで広く周知するとともに、ホームページ等 SNS を活用しながら一人ひとりが健康づくりに関心を持ち、自らが積極的に取り組める環境づくりへの支援を行ってまいります。特定健診や乳がん、子宮頸がん検診につきましても、本市では、5 つのがん検診を一日で受診できる女性特有のがん検診「レディースドック」を充実させていくなどの取組をすすめてまいります。

<新規>

(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリ

アアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

(回答)

市内の医療機関における医師の確保を目的とした市内の臨床研修指定病院に勤務する研修医を支援する補助金及び就業継続・離職防止につなげるため、救急告示病院に対する看護師等の住宅借り上げ支援に係る補助金を交付し、安心・安全な医療体制の維持に努めております。

(4)介護サービスの提供体制の充実にむけて

<補強>

① 介護労働者の処遇改善と人材の定着 (★)

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。また、市町村における介護人材の現状の把握と介護職員の資質向上および新たな介護人材の参入を促進するため、介護職員初任者研修や実務者研修、介護福祉士研修等への受講費用の助成を行うこと。

(回答)

大阪府・大阪福祉人材支援センター・市町村にて南河内地域介護人材確保連絡会議を開催し、南河内ブロックにおける人材確保の広報として、えがお戦隊介護マン YouTube 動画作成、各地域でのイベントでえがお戦隊介護マンの講演、ポケットティッシュ配布等を実施しております。また、介護人材のスキルアップや定着促進、若い世代に対する福祉・介護へ理解を深めるために研修や介護情報フェア等を実施してまいります。「介護職員処遇改善加算」「介護職員特定処遇改善加算」につきましては、関係部局と連携しながら、適正な算定の指導を実施し、国の責任において、介護処遇改善交付金を交付するなど、抜本的な解決策を講じられるよう、国・府に要望しております。

<新規>

② 地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

(回答)

松原市では国道 309 号を境に地域包括支援センターを 2 カ所配置しております。高齢者の相談件数が増加する中、地域包括ケアシステムを有機的に機能させる中核機関として、地域包括支援センターの充実に努めてまいります。また、介護者支援についても地域包括

支援センターの重要な役割と認識しており、地域住民への周知・広報に取り組んでまいります。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<補強>

① 待機児童の早期解消

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。尚、保育の無償化を背景に保育ニーズの高まりが予測される。保育の見込み量を的確に把握し、大阪府との十分な連携のもと速やかに適切な整備を進め、保育枠の拡大に努めること。

(回答)

令和3年4月に民間保育所の定員増を伴う施設整備や、公立で初となる幼保連携型認定こども園の開所による保育定員の増員を図ることにより、待機児童のゼロの継続を目指しています。また、在宅での子育て支援につきましても、市内9カ所の子育て支援センターの設置や子育て支援センターの利用に応じてポイントを付与し、子育てに役立つ商品と交換ができる子育てすくすくポイントカードを発行するなど在宅での子育て支援の充実を図ることで、子育ての不安感、負担感の軽減に努め、待機児童の解消につなげてまいります。

<継続>

② 保育士等の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

(回答)

本市では、住宅借上事業及び保育補助者雇上強化事業を実施し、保育士が働きやすい環境、整備を進めております。

また、平成31年度は、公立、民間の幼稚園・保育所が一同に会し、(幼保情報フェア)を開催し、就職希望者向けの説明会を開催しました。

今後とも、保育の質及び保育士の確保に取り組んでまいります。

<継続>

③ 地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

(回答)

病後児保育につきましては、医療機関に委託を行っている施設型病後児保育事業として、

年間延べ人数でおおよそ 100 名の利用をいただいております。また、幼稚園、保育所での延長保育の実施や休日保育、一時保育などを実施するなど、今後ともより市民ニーズに沿った子育て支援事業の充実にむけて取り組んでまいります。

<新規>

④ 企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

(回答)

企業主導型保育施設は、法的な位置付けは認可外保育施設となるため、児童福祉法に基づき、認可外保育施設指導監督基準に則り、指導・監督に努めております。

企業主導型保育事業における地域貢献などについて、大阪府と連携し努めてまいります。

<補強>

(6)子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

(回答)

生活困窮者自立支援制度の「子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。また地域で行われている「子ども食堂」「ちいき食堂」「子どもサロン会」等の事業を支援しています。

(7)子どもの虐待防止対策について (★)

<補強>

① 児童虐待防止対策について

[子育て世代包括支援センター設置済み自治体]

児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」(2020年4月施行)の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。そして、子ども自身が意見を表明することのできる支援体制も整備すること。

[子育て世代包括支援センター未設置の自治体]

※柏原市、藤井寺市、千早赤阪村（2019年7月1日現在）

児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」（2020年4月施行）の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための市町村単位での子育て世代包括支援センターを設置すること。また、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるよう事業運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。そして、子ども自身が意見を表明することのできる支援体制も整備すること。

（回答）

本市では、毎年11月の児童虐待防止推進月間に市内スーパー出入口前にて啓発物品を配布し、「オレンジリボン運動」や相談を周知する啓発活動を実施しています。また、平成31年4月より子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から出産・子育て期における切れ目のない支援を行っております。今後も児童虐待の予防と早期発見のため体制の強化に努めてまいります。また、関係機関との情報連携についても、なお一層取り組んでまいります。

<新規>

② 父子を対象とした養育教育の充実について

母子に焦点を当てた施策は充実されてきているが、父親に対する支援という面では、必ずしも十分とは考えられない。2018年の児童虐待における加害者別検挙状況によると、実母24.8%に対し、実父43.8%、実父以外の父30.0%となっている。死亡事例の約8割が0歳児～3歳児までの乳幼児となっていることから、育児に関する情報の欠如も一つの要因となっていることが考えられる。虐待防止・予防につなげるためには、養育力不足にある父親等に対する支援にも力を入れていく必要があり、母子を対象とする保健事業だけでなく、父子を対象とした養育教育の充実を行うこと。

（回答）

ひとり親家庭を対象とした料理教室を開催するなど親子同志の交流や、ひとり親家庭が互いに悩みを打ち明けたり、相談しあう場を設ける等、子ども及びその保護者への支援の充実に努めてまいります。

<新規>

③ 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置について

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が2022年度までに、全市区町村に求められている。虐待のみならず、子どもとその家庭、および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点の整備に努めるとされていることから、市町村はこれまで以上に、子どもと家庭を支援する役割が求められ

るようになり、子どもを取り巻く問題の重要性を考えると、より専門的に幅広く対応を強化していく必要がある。そのためには、今まで以上の体制強化と専門性が求められることから、常勤の保健師、社会福祉士などの専門員の配置をより充実し、虐待対応職員の更なる増員に努めること。

(回答)

現在、家庭児童相談室及び要保護児童対策地域協議会において、心理士や助産師、社会福祉士を配置し専門的な相談支援を実施しておりますが、今後も様々なケースについて専門的に幅広く対応していくために、関係機関と連携しながら家庭総合支援拠点の設置にむけて体制整備に努めてまいります。

<継続>

(8) アルコール健康障害対策について

アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、飲酒運転や虐待、家庭内暴力、自殺など、家族への影響が大きく重大な社会問題が生じる要因となっている。国では2013年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、2016年には推進基本計画を策定してアルコール健康障害の発生、進行および再発の防止を図り、あわせて健康障害を有する者等に支援の充実を図ろうとしている。アルコール健康障害対策を理念だけでなく実効あるものにするためには、民間団体、医療機関、行政が連携して予防および相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援が必要であり、地方自治体は国と連携してその対策を総合的かつ計画的に推進すること。また、2018年にはギャンブル等依存症対策基本法が制定されたが、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、行政がその問題に取り組む社会的意義は大きく、アルコール依存症とともにその対策を総合的に推進すること。

(回答)

第2次健康まっぴら21(健康増進計画・食育推進計画)の中で、アルコールに対する取組として、各種健康相談、健康教育において、アルコールと健康についての知識の普及に努めております。

また、保護者のアルコール依存症を把握した際には、必要な機関と連携し、適切な治療が受けられるように取り組んでまいります。

さらに、アルコール健康障害を起因とする自殺を予防するために、庁内関係課と外部の関係機関から構成されているセーフコミュニティ自殺予防対策委員会において、協働の取組として、「相談機関の周知・充実」や、相談機関が連携してケース検討会議を実施する「自殺予防支援」などに努めております。

今後も2018年1月に施行された「松原市自殺予防対策推進計画」に基づいて、「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくり」に努めてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教育の質的向上にむけて (★)

<補強>

① 指導体制を強化した教育の質的向上

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。その上で、英語教育や図書館教育、ICT教育などの教育課題に対応するための人材支援を行うこと。尚、部活動のあり方については国のガイドラインを踏まえた具体的な対策を講じること。

(回答)

学級編制における定数基準を35人とするにつきましては、大阪府において、平成18年度より小学1年生にて、また、平成19年度より、小学1,2年生に拡大され、現在に至っております。大阪府都市教育長協議会、都市教職員人事主担課長会と連携し、新たな教職員定数改善計画案における小学3年生以上の学年への35人学級の実現を、府を通じて、国に働きかけているところです。今後とも引き続き、要望してまいります。

また、本市におきましては、「松原市立小中学校における業務改善計画～教職員の働き方改革、児童生徒と向き合う時間確保そして、まつばらの教育の向上をめざして～」を策定し、全ての教職員が心身ともに健康で、児童生徒と向き合う時間を確保しながら、教育効果を上げることをめざし、教員の負担の軽減と多忙化の解消に向けて各学校における業務改善の取組を推進しております。

さらに、人材支援といたしましては、英語教育に対するALTや英語指導協力員の配置、図書館教育に対する司書の増員、ICT教育に対するプログラミング教育指導員等を配置し、教育の質の向上を図っております。なお、部活動につきましては、市のガイドラインを作成し実施するとともに、部活動指導員を配置し技術的な指導を行い対応しているところです。

<新規>

② いじめや不登校への対応について

いじめや不登校などの教育課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置拡充やスクールソーシャルワーカーの増員を行うこと。また、児童相談所等と連携し、不登校やひきこもりの実態把握をおこない、福祉・教育・医療など様々な相談ができる窓口である、ひきこもり地域支援センター等の設置を行うこと。

(回答)

本市においては、府配置のスクールカウンセラーに加えて、全小学校並びに教育支援センターに市独自のカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者、教職員の相談に当たっております。また、子どもを取り巻く貧困・虐待・DV等の家庭の様々な課題がいじめや不登校、暴力行為につながっている現状があり、全中学校区にスクールソーシャルワーカーの配置を行っております。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職

した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

(回答)

現在、本市教育委員会では高校等進学に向けての奨学金（大阪府育英会奨学金等）を各中学校宛てに案内及び書類作成指導をしているところです。引き続き、給付型奨学金制度の拡充等について国・府に対して要望してまいります。

<継続>

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

(回答)

本市においては、各校区においてキャリア教育全体計画を作成し、中心取組やねらいを明確にした取組を実践しております。

また、子どもたちがこれから生きていく予測困難な社会において、職業体験、進路学習、社会見学、平和学習等を通して一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育を行っております。

また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育むために教科の中での学習に加えて、様々な教育活動において主権者教育の取組を行っております。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

(回答)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行に伴い、啓発ポスターの設置やチラシ・啓発冊子の配布、市民を対象にセミナーを実施するなど啓発に努めており、引き続き地域の実情に応じた施策を実施するよう努めてまいります。

<補強>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行

政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各市町村においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

(回答)

セクシュアル・マイノリティに対する理解を深め、多様な価値観を認め合うことができる社会の実現に向けて、人権を考える市民の集いや市民を対象にセミナーを実施するなど啓発に努めております。

今後におきましても、引き続き、市民に対する啓発に努めるとともに、誰もが暮らしやすい環境整備に努めてまいります。

<継続>

③ 就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

(回答)

就職差別につながる採用選考の問題につきましては、企業人権協議会と連携し、啓発活動を実施するなど周知に努めてまいります。

部落差別解消法の市民に対する周知につきましては、部落差別を身近な問題として認識し、理解を深められるよう、5回連続講座での人権市民セミナーの実施や、啓発グッズの配布、市役所や公共施設における啓発ポスターの掲示など、様々な取組を行っております。

今後におきましても、引き続き、市民に対する周知に努めるとともにあらゆる差別撤廃にむけた施策を講ずるよう努めてまいります。

<新規>

(5) 地方自治体におけるSDGs推進について

地方自治体におけるSDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs本来の目的である「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現という観点から、格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講じること。

(回答)

国では、平成28年12月に国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、その中で地方自治体に対して、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたりSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、SDGs達成に向けた取組を促進することが求められています。

本市では現在はSDGsを冠した取組は行っていないですが、今後については、SDGsの要素

と本市が実施しているセーフコミュニティの取組や、インターナショナルセーフスクールの取組等をはじめとした、第5次総合計画等に位置付ける事業を連動させ推進する予定です。

<新規>

(6)子どもの権利の問題について

2019年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから30周年（日本が同条約を批准してから25年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。

(回答)

子どもを取り巻く状況は深刻であり、虐待や貧困等社会的な課題が多くなっております。本市のインターナショナルセーフスクールの取組（WHOにおける国際認証）において、安心して過ごせる学校づくりを子どもたち自身が主体的に考え、保護者、地域、行政と協働で進めております。引き続き、子どもたち自身が社会の課題に対して考えを深め、意見を発信できる環境づくりに努めてまいります。

<新規>

(7)外国人に対する施策の充実について

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、生活・仕事・医療・教育など様々な課題に対応できる総合的な相談窓口を設置すること。また、子どもも含めた日本語習得のための支援策を具体的に検討すること。

(回答)

本市では通訳ボランティアを派遣して行うさまざまな分野についての外国人相談事業を行っており、総合的な相談窓口を設置しております。相談先が明確な場合は、本人もしくは相談先機関から依頼を受け、登録ボランティアを派遣して対応しております。誰・どこに相談すればよいかわからないような課題を抱えている場合も、総合的な相談窓口において、通訳ボランティアを介して面談で相談内容を聞き取り、解決に向けて、多言語での情報提供や相談先との連絡調整を行っております。

日本語の学習と交流することを目的に、公民館において開設している「国際広場“もめん”」では学習者各自が希望する内容について、日本語学習パートナーと学習しています。年に数回、交流会も開催しており、その際は子どもも含めた家族で参加する学習者も多くいます。地域で家族全員が生活しやすい環境づくりとしてこの活動は一助となっております。

5. 環境・食料・消費者施策

< 継続 >

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進 (★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019 年 5 月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

(回答)

食品ロス削減の取組につきまして、市の広報紙に食品ロスに関する記事の掲載、食品ロスに関するチラシを配付する等の周知啓発活動、また、各関係機関等と連携し、社会福祉協議会が主催するフードドライブの後援を行う等の取組を実施しています。今後も各関係機関等と調整を図りつつ、総合的な周知啓発活動の実施に努めてまいります。

< 継続 >

(2) 消費者教育としての悪質クレーム (カスタマーハラスメント) 対策の実施

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム (カスタマーハラスメント) の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

現在、消費者安全法第 3 条の基本理念に基づき、悪質事業者からの被害に迅速かつ的確に対応し財産を守るため「松原市消費生活センター」を設置し、市民の消費生活の安定に努めております。本市としましては、出前講座などを通じて、市民に対してカスタマーハラスメントについて認識を高めるような啓発活動を実施してまいります。

< 新規 >

(3) プラスチックごみの問題について (★)

プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。また、廃棄物そのものの発生削減、再生利用は、国連の持続可能な開発目標 (SDG s) の目標にもなっている。各市町村の環境事業においても、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環が進むよう、廃棄物の分別収集の徹底と選別ガイドラインの見直し、リユース・リサイクルの徹底、企業による再生材の利用促進、市民への啓発などの具体的な取り組みを行うこと。また、「プラスチックゴミゼロ宣言」をまだ行っていない自治体は早急に宣言を行い、その主旨に沿った取り組みを率先して実行し、より一層の成果が出せるように取り組むこと。

(回答)

プラスチックごみ削減の取組につきまして、レジ袋等のプラスチックごみ削減を図るた

め、エコバッグの配布や、プラスチックごみ削減に関するチラシを配付する等の周知啓発活動を行っております。今後もプラスチックごみ削減に向けた総合的な周知啓発活動の実施に努めます。

<新規>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止対策の強化

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

(回答)

本市では、特殊詐欺被害を未然に防ぐため、高齢者等の希望世帯への自動通話録音装置の無償貸与や出前講座等の啓発活動を行っております。今後も警察等の関係機関と連携し、消費者問題解決力の向上や消費者被害防止に引き続き取り組んでまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<補強>

(1) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。

(回答)

本市におきましては、平成 24 年度に策定した松原市新バリアフリー基本構想に基づき、市内 4 駅を中心とした地区のバリアフリー化を推進しています。駅につきましては、エレベーター設置を含む駅のバリアフリー化に対し、事業者である近畿日本鉄道株式会社への支援を実施しており、平成 26 年度に河内天美駅のバリアフリー化が完了し、令和元年 10 月に布忍駅のバリアフリー化が完了しました。高見ノ里駅につきましては、平成 31 年度より工事着工しており、事業者に対し、エレベーター設置等バリアフリー化に対する支援を実施しております。

<新規>

(2) 高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。また、バス路線の減少・免許証の返納などで高齢者の交通手段が狭められている。交通空白地帯を作らないよう、日常の住民生活に必要な不可欠な地域の公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線を維持させること。

(回答)

市では警察や老人クラブ連合会と協働で、老人センターなどで高齢者講習を実施し、高齢者の交通安全についてルールやマナーを啓発することや、運転免許の自主返納についても周知を図るとともに、大阪府警が作成した「高齢者自主返納サポート制度」についてのパンフレットを庁内関係課の窓口やカウンターに設置したり、ホームページに掲載することにより周知啓発に努めてまいります。

また、本市におきましては、路線バスが4社運行している中、平成11年より松原市内の公共施設等の利用の便を図り、市民の社会参加の促進と福祉・医療の充実に寄与するため、公共施設循環バス(通称ぐるりん号)を運行しています。公共施設循環バスは、バス2台、2路線にて運行を開始し、その後、市民ニーズや交通状況の変更に対応するため、路線の拡充や停留所の新設など、利便性の向上を図ってきました。現在は、バス4台、7路線を運行し、年間の利用者数は約10万人となっており、市民の貴重な足として利用いただいています。

<補強>

(3)防災・減災対策の充実・徹底(★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

(回答)

台風や地震等の自然災害により被災した場合には、安全な避難所等に避難していただき、命を守っていただく必要がありますが、警戒レベル3や警戒レベル4が出てもほとんどの人が避難しないという実態があります。

まず、大規模災害が発生した場合において、住民が共に声を掛け合って、避難所に避難していただける仕組み作りについて、分析研究してまいりたいと考えており、毎年全市域で実施している防災訓練の中で、この仕組み作りを検証できるような訓練とアンケートを実施してまいりたいと考えております。

また、本市で作成する避難行動要支援者名簿につきましては、毎年更新しております。

さらに、災害発生時における情報提供のツールにつきましては、迅速かつ正確に防災情報を提供できるよう、ホームページやSNSを更に活用してまいります。

<継続>

(4)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の

連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

（回答）

震災発生時において職員が最寄りの自治体に出勤して初期初動対応に当たることにつきましては、本市で策定しております地域防災計画及び業務継続計画により、本市の業務に当たることを本市職員に義務付けていることから難しいものと考えております。

帰宅困難者の対応につきましては、関西地域の官民連携団である関西広域連携協議会において、避難・帰宅計画ルートの設定や、水、トイレ等の支援サービスを提供する帰宅支援施設の必要性を提言され、この提言による取組を進める中、関西広域連合において、2府6県4政令市を代表して、コンビニエンスストア、外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結しているところであり、広域により対応を行っているところでもあります。

大阪北部地震による帰宅困難者の検証につきましては、広域による対応を注視する必要があるものと考えております。

災害発生時における外国人への多言語対応につきましては、防災アプリを導入し対応しているところでございます。

<補強>

(5)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

（回答）

政府は、近年の自然災害の教訓を踏まえ、「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するため、防災のための重要インフラ等の機能維持を図るための予算化を進めており、本市においては関係各課と連携を図ってまいります。

また、本市が発令する避難情報につきましては、迅速かつ正確に市民に情報が伝わるよう、防災行政無線やSNS、安心安全メール、防災アプリにより発信しております。

雨水対策については、雨水管及び雨水取込施設のさらなる整備を進め、浸水不安の解消

に努めてまいります。

さらに、市内の主要河川に監視カメラを設置し、松原市ホームページで情報提供を行っており、大阪府のホームページともリンクすることにより、広く市民への周知に努めてまいります。

< 継続 >

(6) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの住民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

(回答)

本市は、平成 31 年度から自主的に防犯パトロール活動を実践する団体の活動促進を図るため、青色防犯パトロールカーの購入及び維持管理に要した経費に対する補助を実施しております。今後も警察や防犯協議会、事業場防犯協会、自治会等との協働での犯罪の防止に向けた啓発活動を促進するとともに、広報紙やホームページに防犯対策等の情報を掲載し、周知啓発に努めてまいります。